# 利用規則

本規則は、三田市商工会(以下、「本会」という)が起業家支援施設(以下、「本施設」という)において提供するサービスについて、利用条件や禁止・了解事項を定めたものです。 本施設の利用者は、利用の際、必ず本規則を確認のうえ、誓約書の提出をもって同意し、遵守してください。

#### <目的>

本施設は、創業間もない方や創業予定者等が、新規ビジネスや事業活動等の商工業をおこなうことを目的に、集い、出会い、交流する場であり、創業を支援し異業種交流によるイノベーションを推進することで地域の新たなつながりや新しいビジネスが生まれることを目指すとともに、起業家の三田市内への定着・集積を促進するとともに、商工会員とのネットワーク構築を目的とします。

# <利用者の活動姿勢>

利用者は、本施設が他の利用者との共用スペースであることを認識し、協調性をもって次の事項について自身の活動と共に取り組んでください。

- 1. 利用者間でのネットワークづくりに励み、情報交換、協同活動に前向きに取り組む
- 2. 本会が実施する経営支援及び地域振興に関する各種事業について利活用に努める

#### <利用対象者>

共通事項並びに各施設利用条件のいずれも該当するものとします。

# 1. 共通事項

- (1) 上記目的に賛同し、協力・協調を行えるもの。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと
  - ア. 小売店の店舗など、不特定多数のお客様が出入りする形態の事業を本施設内で おこなうもの
  - イ. 娯楽業・取り立て・集金業をおこなうもの
  - ウ. 宗教・政治・文化等事業性が低い活動をおこなうもの
  - エ. 性風俗関連・非合法関連・賭博性・投機性の高いもの、マルチ商法的なもの、 反社会的な事業をおこなうもの
  - オ. その他、公序良俗に反する事業などをおこなうもの
  - カ. 暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し便宜を供与するなど暴力団の 維持、運営に協力もしくは関与しているもの
  - キ. 他の利用者に支障がでるような騒音、振動、臭気を発する事業などをおこなうも の

## 2. 各施設利用条件

- (1) プライベートオフィス
  - ア. 事業を行っているもの(創業後5年以内)

- イ. 三田市商工会の会員事業所であるもの
- ウ. 税金(所得税、消費税、事業税、市県民税)を滞納していないもの
- (2) レンタルデスク
  - ア. 事業を行っているもの(創業後5年以内)または創業もしくは、承継、又は新たな事業を実施しようとするもの、その他理事会で認めるもの
  - イ. 三田市商工会の会員事業所であるもの、または、創業予定の者は三田市商工会 主催の創業塾を受講したものもしくは受講予定のもの
  - ウ. 税金(所得税、消費税、事業税、市県民税)を滞納していないもの
- (3) コワーキングスペース
  - ア. 三田市内に在住、在勤、在学するもの
  - イ. 学生、起業に興味のあるもの、起業準備中のもの、すでに起業されているもの、 事業承継または新事業等を実施しようとするもの、オープンイノベーションを 目的とするもの

# <登録情報の変更等>

利用者は、その登録内容を変更したときは、直ちに本会に報告してください。

## <禁止事項>

- 1. 本施設を使用するにあたり、下記行為を禁止します。
- (1) プライベートオフィス
  - ア. 施設内での喫煙、焚火
  - イ. 発火爆発のおそれのある危険物叉は不潔、悪臭、その他他人に迷惑を及ぼす物品 の持ち込み
  - ウ. 盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く生物の持ち込み並びに飼育・飼養
  - エ. 看板、ポスター、チラシ等の広告物の掲示 (オフィス内及び本会の許可がある場合を除く)
  - オ. 合鍵の作製
  - カ. アルコールの持ち込み (本会の許可がある場合を除く)
  - キ. コワーキングスペース内での食事 (飲み物は可。食事はカフェスペースのみ可)
  - ク. 本会並びに他の利用者への感染の恐れがある健康状態での使用
  - ケ. 本施設並びに施設内の備品等について、利用権の譲渡、もしくは転貸
  - コ. 本会並びに他の利用者に対し、衛生上有害なもしくは危険な行為または迷惑、妨害となるような営業・宗教等その他の行為
  - サ. 建物並びに本施設の美観を害する一切の行為
- (2) レンタルデスク
  - ア. 施設内での喫煙、焚火
  - イ. 発火爆発のおそれのある危険物叉は不潔、悪臭、その他他人に迷惑を及ぼす物品 の持ち込み
  - ウ. 盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く生物の持ち込み並びに飼育・飼養
  - エ. 看板、ポスター、チラシ等の広告物の掲示

(本会の許可がある場合を除く)

- 才. 宿泊
- カ. アルコールの持ち込み (本会の許可がある場合を除く)
- キ.レンタルデスクエリア内及びコワーキングスペース内での食事 (飲み物は可。食事はカフェスペースのみ可)
- ク. 本会並びに他の利用者への感染の恐れがある健康状態での使用
- ケ. 本施設並びに施設内の備品等について、利用権の譲渡、もしくは転貸
- コ. 契約者以外をレンタルデスクエリア内に招き入れて行う商談や打合せ等行為 (コワーキングスペース内のミーティングルームは可)
- サ. 本会並びに他の利用者に対し、衛生上有害なもしくは危険な行為または迷惑、妨害となるような営業・宗教等その他の行為
- シ. 建物並びに本施設の美観を害する一切の行為
- (3) コワーキングスペース
  - ア. 施設内での喫煙、焚火
  - イ. 発火爆発のおそれのある危険物叉は不潔、悪臭、その他他人に迷惑を及ぼす物品 の持ち込み
  - ウ. 盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く生物の持ち込み並びに飼育・飼養
  - エ. 看板、ポスター、チラシ等の広告物の掲示 (本会の許可がある場合を除く)
  - 才. 宿泊
  - カ. アルコールの持ち込み (本会の許可がある場合を除く)
  - キ. コワーキングスペース内での食事 (飲み物は可。食事はカフェスペースのみ可)
  - ク. 本会並びに他の利用者への感染の恐れがある健康状態での使用
  - ケ. 本施設並びに施設内の備品等について、利用権の譲渡、もしくは転貸
  - コ. レンタルデスクエリアへの立ち入り
  - サ. 本会並びに他の利用者に対し、衛生上有害なもしくは危険な行為または迷惑、妨害となるような営業・宗教等その他の行為
  - シ. 建物並びに本施設の美観を害する一切の行為
- 2. レンタルデスク、コワーキングスペースの利用について
  - ア. コワーキングスペース営業時間(月曜日〜金曜日  $9:00\sim17:00$ 、祝日は除く) 外は利用できません。
  - イ. コワーキングスペースの夜間利用(日曜日~土曜日 17:00~翌9:00)は防犯上の観点から、事前に管理者の許可を得ず利用することはできません。

#### <了解事項>

- 1. 天災、水害、火災、停電、その他やむを得ない事由並びに IT インフラ等通信設備や その他諸設備の不調や故障および偶発的事故、その他本会の責めに帰すことのできな い理由により本施設での業務の提供ができなくなった場合は、事前の告知なく使用を 制限する場合があります。
- 2. 天災、水害、火災、停電、その他やむを得ない事由並びに IT インフラ等通信設備や

その他諸設備の不調や故障および偶発的事故、その他本会の責めに帰すことのできない理由により本施設の利用に支障が生じた場合でも、使用料の返金・損害の賠償等は 一切いたしません。

- 3. レンタルデスク利用者は退席時には私物等をお持ち帰りください。盗難・破損等の損害が発生した場合は、本会では一切責任を負いません。
- 4. コワーキングスペース内での長期間・長時間にわたり荷物等を置くこと等、占有はご 遠慮ください。スタッフにて移動・処分を行う場合があります。処分を行った際は処 分料を請求する場合があります。また、盗難・破損等の損害が発生した場合は、本会 では一切責任を負いません。
- 5. 私物、所持品、貴重品およびレンタルポスト利用時の郵便物は、利用者自らの責任を もって管理してください。盗難・破損等の損害が発生した場合は、本会では一切責任 を負いません。
- 6. 使用者同士のトラブルについては、一切関知せず責任を負いません。
- 7. ゴミは分別し、所定のゴミ箱に廃棄してください。また、段ボールや大量のごみ、家庭ごみの持ち込みはご遠慮ください。
- 8. 食事は所定のカフェスペースをご利用ください。なお、においの強いもの等他の利用者様へご迷惑にならないようご注意ください。
- 9. 食べこぼし等による床等の汚損の場合には、清掃費等をご負担いただく場合があります。
- 10. 本施設の専用駐車場はございません。会館横の駐車場はご利用できません。ご自身で月極駐車場をご契約いただくか、向いにあります郷の音ホール駐車場(4時間100円)をご利用ください。
- 11. プライベートオフィス、レンタルデスク、コワーキングスペースメンバー利用者のみ、予約制のミーティングルームの使用に限り、利用登録者以外の方を最大2名2時間まで無料でご利用いただけます(要事前連絡)。事前連絡がない場合並びにそれ以上の人数・時間の利用はドロップイン料金(500円/人)をいただきます。
- 12. 契約書、誓約書並びに上記利用上の注意に反する行為をした場合、並びに本施設が 不適当とみなし注意勧告したにもかかわらず改善が見受けられない場合、他の利用者 様の迷惑に当たると判断した場合には、契約期間内であっても退去を命ずる場合があ ります。またそれにより生じたいかなる損害に対しても、一切責任を負いません。
- 13.この建物内の設備、備品等を破損させた場合は、修理費等をいただく場合があります。
- 14. この建物の出入口開閉、給水、送電、冷暖房、換気等に関する制限、変更、その他 の事項については本会の指示に従っていただきます。
- 15. 本会叉は、その使用人(請負人、臨時雇用者等を含む)はこの建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等に関し、必要あるときは臨時に物件内(プライベートオフィス、レンタルデスク含む)に立入り必要な処置を講ずることができます。
- 16. 本会は管理上必要な諸通告はすべて文書によって利用者に通告し、利用者が本会に通告をするときも同様とします。
- 17.2階はテナント専用フロアとなっておりますので、不必要な立ち入りはご遠慮ください。
- 18. その他、本施設を使用するにあたり、共有施設であることを意識し、常に整理整頓を心がけ、丁寧にご利用ください。